

令和3年度山梨県鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱

令和3年7月15日 交政第476号

(趣旨)

第1条

知事は、鉄道を利用する高齢者・障害者等の移動の円滑化を促進するため、鉄道事業者が駅において行うバリアフリー化設備の整備に要する経費に市町村が補助する額について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、この補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条

この要綱において「バリアフリー化設備」とは、高齢者・障害者等が、鉄道駅を安全かつ円滑に利用できるようにするための設備をいう。

(補助対象経費)

第3条

補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）及びこれに要する経費（以下「補助対象経費」という。）の区分は別表のとおりとする。

(交付の対象者)

第4条

補助金の交付対象者は、市町村とする。

(補助金の額及び限度額)

第5条

補助金の額は、鉄道事業者が実施する鉄道駅バリアフリー化設備整備に対して市町村が鉄道事業者に補助する額の2分の1以内とし、かつ補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内（補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の限度額は、1 鉄道駅につき 30, 000 千円とする。

(補助金の交付申請)

第6条

市町村長は、規則第4条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、鉄道事業者に対し補助金の交付決定の通知をした日から起算して1ヶ月以内に、様式第1号のとおり交付申請書に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条

知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ決定を行い、規則第7条の規定により、様式第2号による交付決定通知書を市町村長に対し通知するものとする。

(財産の処分の制限及び交付の条件)

第8条

取得財産等のうち、規則第20条第2号の規定により、知事が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

一 市町村が鉄道事業者に対して、補助金等を交付する場合、若しくは負担金等を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

イ 鉄道事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成22年国土交通省告示第505号)に定める期間を経過するまでは、市町村長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ロ 鉄道事業者がイの承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書を市町村長に提出し、その承認を受けなければならない。

ハ 市町村長は、イの承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

二 市町村長は、前号ロの承認をしようとする場合、様式第3号のとおり財産処分承認申請書

を知事に提出し、予め知事に承認を受けなければならない。

三 市町村長は、第一号ハにより納付を受けた場合、県の補助金相当分を県に納付しなければならない。

(交付決定の変更等の申請)

第9条

市町村長は、次の事由に該当するときは、様式第4号のとおり変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の額の増額を伴わないもので、補助目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部に関わる軽微な変更を除く。
- 二 別表に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第10条

知事は、前条の規定による変更承認申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定の変更を行い、規則第9条第5項の規定により、様式第5号による変更交付決定通知書により市町村長に対し通知するものとする。この場合通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第11条

市町村長は、規則第8条の規定により補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条

市町村長は、知事の要求があった場合には、すみやかに様式第6号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、予定期間内に補助対象事業を完了させることができない場合又は遂行させることが困難となった場合は、状況報告書にその理由を付してすみやかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条

規則第12条の規定により、市町村長は、補助対象事業の完了又は廃止の日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに様式第7号-1による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、様式第7号-2による終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条

規則第13条の規定により、知事は、前条本文に定める完了実績報告書を受けた場合には、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8号のとおり確定通知書により市町村長に対し通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条

市町村長は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、すみやかに様式第9号のとおり支払請求書を知事に提出するものとする。

2 補助金は、精算払いとする。

(事業の中止等)

第16条

補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、様式第10号のとおり中止・廃止承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(書類の整備等)

第17条

帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年から5年間保存するものとする。

ただし、第8条第2項に定める財産処分制限期間が5年以上の場合は、制限期間が経過する

までは帳簿及び証拠書類を保存するものとする。

(その他)

第18条

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 令和元年度山梨県鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、同要綱に基づき交付決定された補助金については、同要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象事業、補助対象経費の区分

<p>補助対象事業</p>	<p>鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の免許を受けて鉄道事業を営業者）が県内の既設駅において、右記の各号のいずれかに該当する駅についてバリアフリー化設備の整備を行う事業とする。</p>	<p>1 1日の乗降客数が3,000人以上の駅。</p> <p>2 1日の乗降客数が3,000人未満の駅については、次のいずれかに該当する駅とし、バリアフリー化設備を整備することが特に必要であると知事が認める駅。 (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条の規定に基づき市町村が作成した基本構想において、生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項が定められている駅 (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第1条第2号イ又はロの要件に該当することにより、当該駅の高齢者又は障害者の乗降客数が、1日当たりの乗降客数が3,000人の駅における高齢者又は障害者の乗降客数と同程度以上であると認められる駅 (3) 次のいずれかによって地域の拠点となっている駅 ① 定期運行されている特別急行列車が停車する駅 ② 他の鉄道又はバス路線との乗り換え駅となっている駅 ③ 周辺に役場等の官公庁施設、病院、学校、福祉施設、その他の公共施設が所在し、当該市町村における中心的な駅となっている駅 ④ 周辺に観光地や集客施設等が存在し、休日、観光シーズン、祭りの開催時等に1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上となる日が、年間のうち概ね30日以上ある駅</p> <p>3 1日の乗降客数は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に則り、新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因が影響し、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、過去3年度における1日当たりの平均的な利用者数の平均値を用いるなど、適切に補正した結果も考慮することとする。</p>
<p>補助対象経費の区分</p>	<p>区分</p> <p>1 本工事費 土木費 線路設備費 電路設備費 停車場設備費 駅附帯設備費</p> <p>2 附帯工事費</p> <p>3 用地費</p>	<p>補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道利用者の利便性、安全性の向上等を図るために必要となる鉄道駅の改良を行う事業に要する経費（ホーム・コンコースの拡幅等における安全性・利便性向上、跨線橋や人工地盤等の整備） ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るために必要となる施設の整備を行う事業に要する経費（バリアフリー施設の整備：エレベーター、ホームドア、多機能トイレ等）